太陽光発電設備導入補助金(蓄電池併設型)

補助対象者

太陽光発電設備及び蓄電池を導入した戸建住宅に自ら又は生計を一にする家族が居住する者

熊本市に所在する住宅に限る。

※ここで「居住」とは、本市に住民登録があることをいう。

蓄電池は、国の ZEH 補助において補助対象となる蓄電システム一覧に登録されているもの。

国の補助金は ZEH 補助における蓄電システム登録済製品一覧(外部リンク)を参照ください。

補助対象事業に係る契約の発注者であること。

ただし、太陽光発電設備と蓄電池とで契約の発注者が異なる場合は、いずれかの契約の発注者であること。

市税の滞納がないこと。

熊本市暴力団排除条例第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。

補助対象事業

2025年3月1日から2026年2月末までの間に事業を完了(代金の支払いも含む)したもの。

※太陽光発電設備と蓄電池の設事業完了日が異なる場合は、それぞれの日付が I 年以内であり、後に設置した 設備の事業完了日が上記期間内であればよい

例:太陽光発電設備を R6.3.1 に設置、蓄電池を R7.3.1 に設置→**対象** 太陽光発電設備を R6.2.28 に設置、蓄電池を R7.3.1 に設置→対象外

太陽光発電設備及び蓄電池は新品かつ申込者が所有するものであること。

- ※リースなど所有権が申込者本人にないものは対象外。
- ※太陽光発電設備と蓄電池で所有者が異なる場合は、両設備の所有者は互いに生計を一にする者であり、いずれかの設備の所有者が申込者であること。

補助対象経費が40万円以上であること。

太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力がいずれも1kW 以上であること。

補助内容

申込受付期間

2025年6月2日(月)~2026年3月6日(金)

補助額

1件につき8万円

※過去5年間に ZEHもしくは太陽光発電設備(蓄電池併設型)導入補助金交付を受けている者またはその者と 同一世帯の者は、市長の承認を受けて財産処分をした場合を除き、申込不可。

補助枠

220件(予算1,760万円)

補助対象経費

補助対象設備の購入費(工事費等、値引き額、消費税相当額を控除した額)とする。